

第1回 富山県入札契約適正化検討委員会

日時 平成19年2月9日(金)
午後1時～3時
場所 富山県民会館704号室

1 開 会

2 知事あいさつ

3 委員長等選出

4 議 事

(1) 公共工事の入札・契約に関する現状等について

(2) 検討課題について

ア 一般競争入札の拡大と地域要件の設定

イ 総合評価方式の拡充

ウ 著しい低入札に対する対策

5 連絡事項

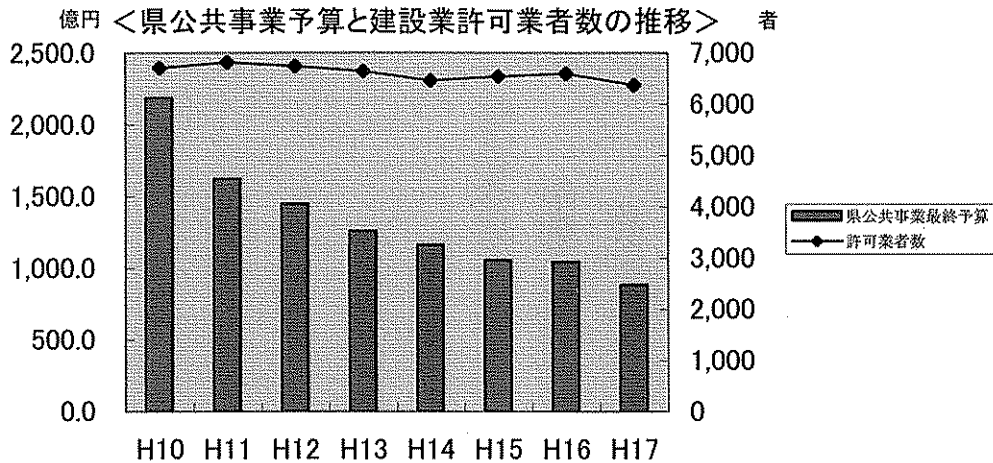
(1) 第2回委員会について

6 閉 会

I 公共工事の入札・契約に関する現状等について

1 公共事業を取り巻く現状

H17年度における県の公共事業予算はピーク時(H10年度)の40.5%まで減少するなど、公共投資が減少する中で、県内建設業者数は依然として高い水準で推移し、供給が過剰な状態となっている。



(1) 富山県公共事業最終予算の推移(土木部+農林水産部)

(単位:億円)

年 度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
公共事業 (下水道含む)	1,633.1	1,147.5	1,009.8	818.7	765.3	624.1	599.0	540.0
単独事業	454.5	406.5	385.3	391.0	351.5	383.0	349.1	272.3
災害復旧	101.4	69.4	53.2	52.4	49.0	49.3	99.1	75.1
計	2,189.0	1,623.4	1,448.3	1,262.1	1,165.8	1,056.4	1,047.2	887.4
推 移	100.0%	74.2%	66.2%	57.7%	53.3%	48.3%	47.8%	40.5%
直轄負担金	389.1	358.1	275.0	283.7	308.5	244.8	290.9	289.6

(富山県管理課・農林水産企画課調べ)

(2) 富山県内の建設業許可業者数の推移

年度末	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
大臣許可業者数	136	137	138	134	132	131	131	126
知事許可業者数	6,578	6,680	6,604	6,506	6,328	6,414	6,465	6,245
計	6,714	6,817	6,742	6,640	6,460	6,545	6,596	6,371
うち新規	256	242	229	268	219	226	201	232
推 移	100.0%	101.5%	100.4%	98.9%	96.2%	97.5%	98.2%	94.9%

(富山県建設技術企画課調べ)

(3) 富山県内の就業者数の推移

(単位:人)

	H8年	H11年	H13年	H16年
建設業従事者数	70,906	63,744	59,945	53,656
県全体の就業者数	559,051	529,664	528,342	502,094
割 合	12.7%	12.0%	11.3%	10.7%
建設業従事者数推移	100.0%	89.9%	84.5%	75.7%

(総務省「事業所・企業統計調査」)

2 入札・契約制度の見直しの状況

入札・契約制度の透明性、競争性、公正性を高めるため、制限付き一般競争入札や公募型指名競争入札の導入、予定価格の事前公表、電子入札の導入など、制度の改善を進めてきた。

【入札契約事務に係る主な改善項目】

年度	改善の内容	透明	競争	公正
H5	・ 制限付き一般競争入札の導入(10億円以上) (H10～本格導入)	○	○	○
H6	・ 談合情報対応要領の策定 (H14～公表)	○		○
H7	・ 公募型指名競争入札の導入(3億円以上) (H10～本格導入) ・ 指名業者選定要綱の策定・公表	○ ○	○	○ ○
H8	・ 工事完成保証人制度の廃止、新しい履行保証制度の導入			○
H10	・ 最低制限価格制度から低入札価格調査制度への移行 (H11～本格導入) ・ 指名業者の公表時期の変更(指名通知後→入札実施後) (H13～本格施行) ・ 設計図書の有償配付の実施(縦覧→郵送) (H13～本格実施)		○ ○ ○	○ ○
H11	・ 建設工事に係る予定価格の事後公表	○		
H13	・ 情報公開の推進 (発注見通し、指名理由等入札・契約過程に係る情報、契約内容等) ・ 入札契約内容等の公表に係るインターネットの活用	○ ○		
H14	・ 調査基準価格の事後公表、低入札価格調査制度実施要領の公表 ・ 契約約款への談合による損害賠償予約条項の整備(契約額の10%) ・ 入札監視委員会の設置	○ ○		○ ○
H15	・ 建設工事に係る予定価格の事前公表の試行(順次拡大) ・ 建設工事に係る入札参加資格総合数値等の公表	○ ○		○
H16	・ 電子入札の導入 (H18.10月～全面实施)			○
H17	・ 簡易公募型・地域公募型指名競争入札の導入(試行) ・ 指名業者数の拡大(3者拡大) ・ 工事費の内訳書の事後公表の試行	○ ○	○ ○	○
H18	・ 総合評価方式の試行 ・ 工事成績の公表	○		

II 検討課題

1 一般競争入札の拡大と地域要件の設定

(1) 入札契約制度の現状

百万円	現行		H19.4月～		発注標準 (土木一式)	地域要件の内容(現行)	
	WTO	制限付き 一般競争	WTO	地域 公募		(原則) ・入札参加条件を満たす者すべて	(原則) ・県内業者・県外業者によるJV
2,410					Aランク	(原則) ・県内業者のみによるJV ※ 特殊工事等は、県内業者と県外業者によるJV	
1,000		2件	2件			(簡易公募) ・県内業者	(通常型指名) 土木センター管内業者 15者
300		24件	24件			(地域公募) ・土木センター管内業者	(通常型指名) 土木センター管内業者 13者
100		48件	48件				
50			370件		Bランク		
40			334件				
30					Cランク		
20							
15	40%		616件		Dランク	(通常型指名) ・土木事務所管内業者10者	
10	通常指名競争		736件				
2.5							

入札方式	応募条件等の概要
制限付き 一般競争入札	(特定調達契約に係る制限付き一般競争入札) ○応募条件:同種工事の施工実績等 ガット・ウルグアイラウンドに基づく政府調達協定 ○対象者:応募条件を満たす者はすべて参加可能(海外の業者も参加可能)
	(特定調達契約以外の制限付き一般競争入札) ○応募条件:同種工事の施工実績等 ○対象者:(原則)県内業者・県外業者によるJV(応募条件を満たす者はすべて参加可能)
通常公募型 指名競争入札	○応募条件:工事成績、同種工事の施工実績等 ○対象者:(原則)県内業者のみによるJV ※特殊工事等は県内業者と県外業者によるJV ※応募者に不良不適格業者があれば排除できる。(指名権留保)
簡易公募型 指名競争入札	○応募条件:工事成績、県発注の同種工事の施工実績等 ○対象者:県内業者 ※応募者に不良不適格業者があれば排除できる。(指名権留保)
地域公募型 指名競争入札	○応募条件:業者ランク、工事成績、県発注の同種工事の施工実績等 ○対象者:土木センター・農地林務事務所管内の県内業者 ※応募者に不良不適格業者があれば排除できる。(指名権留保)

(2) 検討に当たっての論点(例示)

・全国知事会「公共調達に関するプロジェクトチーム」の指針では、「一般競争入札の適用範囲を拡大し、当面、1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札による」としている。

・50百万円未満の工事を一般競争入札の対象とした場合、対象工事の件数が非常に多くなるため、審査事務が大幅に増加するとともに、契約までに日数を要し工事の発注が遅延するおそれ大きい。

※「通常型指名競争」を「一般競争(条件付き)」に変更 ⇒ 12時間/件の増
 ※日数: (出先発注) 通常型指名 17日程度 → 一般競争入札 24日程度
 (本庁発注) 通常型指名 24日程度 → 一般競争入札 38日程度

(3) 検討事項

○一般競争入札の対象範囲の拡大

- ・50百万円以上の工事 : H19年4月から一般競争入札を実施することを公表済
- ・30～50百万円未満の工事 : 一般競争入札への移行について検討すべきか
- ・20～30百万円未満の工事 : 一般競争入札への移行について検討すべきか
- ・10～20百万円未満の工事 : 一般競争入札の導入について検討すべきか

対象企業の技術力が比較的低く、検証しながら進める必要がある。

※公募型指名競争入札の場合は、応募者に不良不適格業者があれば排除できる。

○地域要件の設定

一般競争入札の拡大により競争性を高めることが求められているが、一方、地域の安全安心を支える建設業の存続も大切であることから、これらの点を考慮して検討すべきか。

<参考>

1 設計金額別契約金額等(H17年度実績)

設計金額	件数	割合(件数)	契約金額(百万円)	割合(金額)	備考
1,000百万円～	2	0.1%	2,086	4.7%	
300～1,000百万円	2	0.1%	762	1.7%	
100～300百万円	24	1.1%	3,505	7.8%	
50～100百万円	48	2.3%	3,307	7.4%	
30～50百万円	370	17.3%	14,255	31.8%	
20～30百万円	334	15.7%	7,920	17.7%	
10～20百万円	616	28.9%	8,810	19.6%	
～10百万円	736	34.5%	4,182	9.3%	
合計	2,132	100.0%	44,827	100.0%	

2 近県の状況

県名	現行	H19年4月～	H19年度以降	備考
石川県	500百万円以上	50百万円以上	H19年10月～ 30百万円以上 (AランクとBランクが競争できる範囲を下限)	段階的に引き下げを検討
福井県	70百万円以上 (本庁発注案件)			現段階で具体の動きなし 担当課で見直し案検討中
新潟県	1,000百万円以上			H18年12月議会の決議を受け、 検討中

2. 総合評価方式の拡充

(1) 概要

- ・「価格」と「価格以外の要素(技術力等)」を総合的に評価して落札者を決定する新しい入札・契約制度。
- ・除算方式(国土交通省で採用)で求めた評価値が最も高い者を落札者とする。
- ・中立かつ公正な評価の確保のため、地方自治法施行令により、2名以上の学識経験者から意見を聴くこととされている。

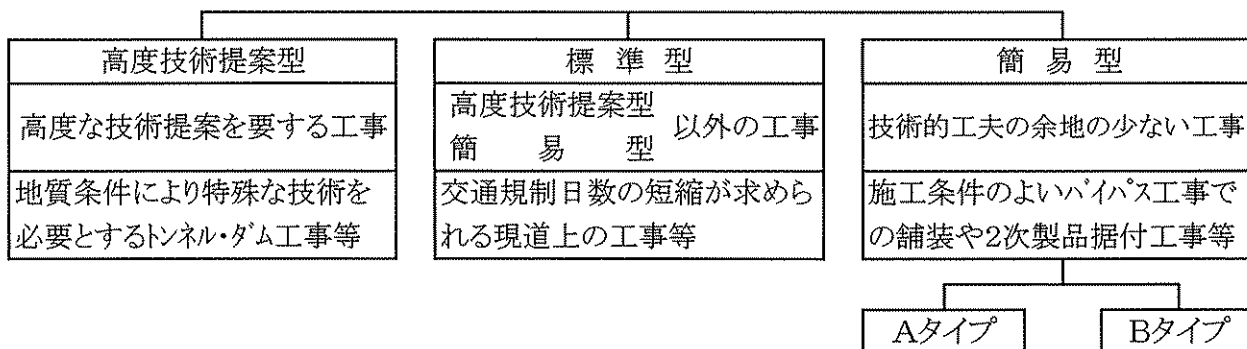
※公共工事の品質確保の促進に関する法律(H17年4月施行)は、発注者に「価格と品質」が総合的に優れた内容の契約を締結することを求めている。

【除算方式】

$$\text{評価値} = \frac{\text{評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{価格以外の要素(技術力等)} + (100\text{点} + \text{技術加算点})}{\text{入札価格}}$$

【型式】

- ・工事の特性(工事内容、規模等)に応じて、総合評価の型式を選択し、技術加算点を算出する。



【型式ごとの評価項目・技術加算点】

	高度技術提案型	標準型	簡易型	
			A	B
高度な技術提案	●			
施工に係る技術提案	○	●		
基本項目	簡易な施工計画	○	●	
	企業の施工能力 (実績・成績・表彰・ISO認定)	○	●	●
	配置予定技術者の能力 (実績・成績・資格)	○	●	●
	企業の地域性・社会性 (所在地・災害協定・除雪契約)	○	●	●
技術加算点(満点)	30~50	20	15	10

●: 必須項目 ○: 選択項目 (個別工事において判断)

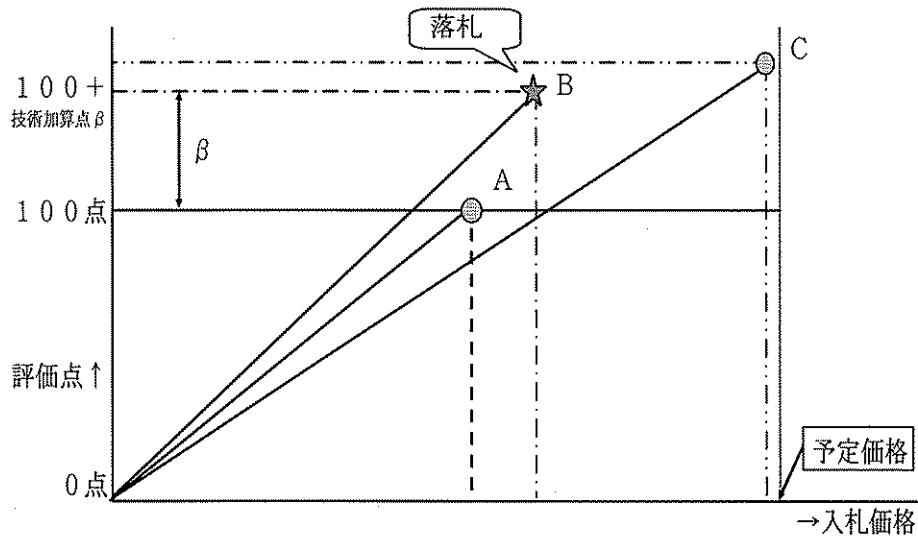
【国及び他県の試行状況】

・北陸地方整備局では、平成17年度下半期より、原則すべての工事において総合評価方式を実施

県名	H18試行件数	H18対象工事	H19予定件数	H19対象工事
富山県	16件(予定)	設計額2千万円以上の土木工事(一般土木)	検討中	検討中
石川県	38件	Aランク等級を対象とした土木工事・建築工事	100件程度 (土木部)	一般競争入札の土木工事・ 建築工事
新潟県	29件	土木工事・建築工事	検討中	検討中
福井県	10件程度	Aランク等級を対象とした土木工事(一般土木)	検討中	検討中

【総合評価による落札者決定の例】

	A社	B社	C社
入札価格	90百万円 (最低価格)	95百万円	110百万円
技術加算点	0点	10点	15点 (最高点)
評価値	$\frac{(100+0)}{90}$ =1.11111	$\frac{(100+10)}{95}$ =1.15789	$\frac{(100+15)}{110}$ =1.04545
結果		◎落札	



(2) 課題

総合評価方式の拡充に当たっては、技術提案の審査のための事務量が増えること、入札までに日数を要することなどが課題となっている。

※事務量：総合評価方式 簡易型B	10~20時間/件程度の増	
※日数：(出先発注) 通常型指名	17日程度	→ 総合評価方式 簡易型B 24日程度
		簡易型B以外 38日程度
(本庁発注) 通常型指名	24日程度	→ 総合評価方式 45日程度

(3) 検討事項

ア 試行件数の拡大

イ 対象工事の拡充

3 著しい低入札に対する対策

(1) 低入札価格調査制度の概要

・最低価格入札者の入札額が、調査基準価格を下回った場合、工事費の見積内訳等を調査し、低入札価格審査会で適正な履行が可能と判断されれば、契約を締結する。

※著しく低い価格での受注による工事の手抜きや下請企業へのしわ寄せ、安全対策の不徹底等を防止するため、地方自治法では「最低制限価格制度」と「低入札価格調査制度」が設けられているが、本県では、低入札価格調査制度を採用

項目	内容
対象となる入札	予定価格が5,000千円以上の工事の入札
調査基準価格	予定価格の8/10から2/3までの範囲内において定める
調査項目	工事費の積算内訳とその根拠 労務者の具体的な供給の見通し 下請企業との契約予定金額 経営状況や信用状況 など
適用時期	平成10年度

(2) 低入札価格調査制度適用状況<土木部+農林水産部>

項目	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	合計
調査実施件数	39	32	27	24	39	20	16	25	222
落札とした件数	38	31	24	24	39	20	16	25	217
排除した件数	1	1	3	0	0	0	0	0	5
平均の落札率	71.4%	66.6%	66.9%	68.2%	67.0%	65.4%	69.7%	67.3%	
最低の率	49.1%	48.2%	57.7%	51.1%	50.2%	43.0%	50.2%	49.0%	

※H18年度はH19.1月現在

低入札価格調査制度・最低制限価格制度の運用状況

区分		県数	都道府県名
低入札価格調査制度併用	低入札調査対象金額		
	失格基準なし		
	WTO	11	福島、埼玉、神奈川、山梨、石川、大阪、福岡、長崎 宮崎、鹿児島、沖縄
	500万円～	3	北海道、京都、熊本(500)
	100万円～	6	福井、鳥取(200)、新潟(120)、栃木、群馬、大分(100)
	50万円～	2	静岡、奈良(50)
	25万円～	1	千葉(25)
	金額不明等	1	岐阜
	小計	24	
	失格基準あり		
	100万円～	7	岩手、茨城、滋賀、兵庫、島根、広島、高知(100)
50万円～	4	三重(70)、青森、和歌山、香川(50)	
30万円～	4	秋田、山形(40)、岡山、徳島(30)	
10万円～	1	宮城(10)	
小計	16		
合計	40		
低入札価格のみ	500万円～	1	富山(5)
	2.5万円～	2	愛知、愛媛(2.5)
	失格基準を設定	2	山口(5)、長野(1)
	合計	5	
合計	45		

(H18.6月富山県調査)

(3) 検討に当たっての論点(例示)

- ・著しい低価格入札は、一般的に工事の手抜き、下請企業へのしわ寄せ、労働条件の悪化や安全対策の不徹底等につながりやすい。
- ・著しい低価格で入札をした者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある。

(4) 検討事項

ア 数値判断基準(失格基準)の設定

- ・現行の低入札価格調査制度を今後も維持することでよいか
- ・原価割れが予想されるような著しく低価格で、工事の適正な施工が行われないおそれ大きいと考えられる入札を失格とする数値判断基準についても検討すべきか

イ 施工体制の点検強化等

- ・工事の品質確保や下請企業へのしわ寄せ防止等を図るため、低入札価格調査の対象となった工事について、下請取引実態調査の実施を検討するとともに、粗雑工事があった場合の指名停止の強化等のペナルティ措置などを検討すべきか

<参考>

他県の失格基準の設定例

都道府県名	失格基準の内容
青森県 三重県 島根県 など	直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費が、設計金額の一定割合を下回る入札 【基準例】 次の一つでも満たさない場合 ①直接工事費 \geq 設計上の直接工事費 $\times 0.75$ ②共通仮設費 \geq 設計上の共通仮設費 $\times 0.6$ ③現場管理費 \geq 設計上の現場管理費 $\times 0.4$ ④一般管理費 \geq 設計上の一般管理費 $\times 0.3$
宮城県 秋田県 茨城県	調査基準価格を下回る入札額の平均の一定割合を下回る入札 【基準例】 ・入札価格 $<$ (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均価格) $\times 0.9$

(H18.6月 富山県調査)